

中央大学パートナーシップ制度に関する規程

中央大学パートナーシップ制度に関する規程を次のように制定する。

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人中央大学（以下「本学」という。）に雇用される教職員（以下「教職員」という。）を対象とする中央大学パートナーシップ制度について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 前条の中央大学パートナーシップ制度（以下「パートナーシップ制度」という。）とは、教職員が婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情又は状態にある相手との関係について、本学内において、当該関係を婚姻の届出をしたものに相当する関係とみなす制度をいう。

(要件)

第3条 パートナーシップ制度の対象とする教職員及びその相手は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- 一 双方が、成年に達していること。
- 二 双方が、婚姻をしておらず、かつパートナーシップ制度における相手以外と婚姻の関係又は婚姻に相当する関係にないこと。
- 三 双方が、民法第734条から736条に該当しないこと。

(適用範囲)

第4条 本学の諸規程において配偶者として規定する場合においては、原則として、パートナーシップ制度による教職員又はその相手を含むものとする。ただし、法令等により、パートナーシップ制度による関係の相手に適用されない場合は、この限りでない。

(手続)

第5条 前条の適用を受けることを希望する教職員は、本学指定様式のパートナーシップ届、当該教職員及びその相手の戸籍謄本（第二号の住民票を提出する場合は不要）及び次の各号のいずれかの書類を添えて届け出るものとする。

- 一 相互に相手方を任意後見受任者とする任意後見契約書に係る公正証書
- 二 未届の配偶者であることが記載された住民票
- 三 地方自治体が発行するパートナーシップ証明書
- 四 諸外国でパートナーシップ契約（同性婚、ドメスティックパートナー、シビルユニオン等をいう。）を結んでいることが確認できる書類

2 別居等のやむを得ない事情により前項各号のいずれかの書類を添えて届け出ることができないときは、本学指定様式の誓約書の提出によることができる。この場合において、

中央大学ダイバーシティセンターが当該誓約書の内容を精査するものとする。

3 本学は、第1項に定める書類のほか、第3条の要件を確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

4 パートナシップ制度による関係を届け出た教職員は、当該関係が解消となった場合は、遅滞なく本学指定様式によるパートナーシップ解消届により届け出なければならない。

(守秘義務)

第6条 この規程の実施に関わる教職員等は、職務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(事務)

第7条 この規程の事務は、人事部人事課が行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会において決定する。

附 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。